

随意契約による市有地の売却について

1 売却方法

能代市普通財産の土地の売払いに関する要綱第3条第2項の規定に基づき、随意契約による市有地の売却を行います。

2 申込者の資格

個人及び法人とする。ただし、次に該当する方は申込ができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (4) 市税等を滞納している者
- (5) 提出書類に不備又は不正のある者

3 申込方法

買受けを希望する方は以下の書類を能代市財政課市有財産活用室へ提出してください。申し込みは先着順に受け付けして、順次審査を行います。

契約の相手方を決定したときは能代市普通財産土地売払決定通知書を通知します。

- (1) 普通財産譲渡申請書
- (2) 住民票（個人の場合に限る。）
- (3) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (4) 宣誓書
- (5) 納税証明書（市税等の滞納がないことの証明）

4 売買契約の締結について

売買契約は能代市普通財産土地売払決定通知書を受けた日から7日以内に締結します。買受人は契約を締結するときに、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額を納付していただきます。ただし、売買代金の全額が即時に納付される場合は契約保証金を免除といたします。

売買契約書作成に要する費用は買受人に負担していただきます。

5 所有権移転登記手続き

土地の所有権は、買受人が売払代金の全額を納付したときに移転するものとします。所有権移転登記の手続きは売払代金完納後に市が行いますが、所有権移転に要する費用（登録免許税等）は買受人に負担していただきます。

6 土地の用途制限

買受人は売買物件を次に該当する行為に使用することはできません。また、売買、交換、相続等の事由により、第三者が売買物件の所有権を取得した場合でも以下の制限は承継されるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する業のために使用すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための用に供すること。

7 土地の用途指定

買受人は売買物件を申込時に定めた使用目的のとおり使用していただきます。売買物件は契約締結日から2年以内に指定の用途に使用するための工事を完了し、市の指定する期日から5年を経過する日までの期間は、指定の用途以外の用に供してはいけません。

8 その他

- (1) 物件の現場説明は行いません。
- (2) 現状有姿による引き渡しとなりますので、必ず現地を確認のうえ申込ください。

9 問い合わせ先

能代市役所 総務部財政課市有財産活用室

電話：0185-89-2123

メール：zaisei@city.noshiro.lg.jp